

[事案 30-46] 失効無効等請求

・令和元年 5 月 8 日 裁定不調

<事案の概要>

保険料は全額払込済みであるとして、失効の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 10 年 7 月に契約した個人年金保険について、保険会社から平成 20 年 7 月分以降の保険料の請求を受けたものの、それに応じなかったため、契約が失効しているが、以下の理由により、失効は無効であり、過払い金等がある場合はその返還を求める。

- (1) 保険証券の「保険料払込期間」欄には、「60 歳払込済」との記載があり、すでに保険料の全額を支払っている。なお、保険会社が領収書の控えを保存期限の経過を理由に廃棄したため、支払った保険料を証明できない。
- (2) 保険会社は、担当者が保険料の集金に来ないにもかかわらず、契約が失効したと主張していたが、失効が成立していないことについては、平成 23 年 10 月に双方合意している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者は契約当時のことは覚えておらず、事実確認はできないが、当社の入金履歴によれば、申立人が前納したのは、当初 10 年分の保険料のみである。なお、法律上、保険料の払込みの立証責任は申立人にある。
- (2) 保険証券の「保険料払込期間」欄の記載は誤解されやすいものではあるが、保険料を払い込むべき期間であって、支払済か否かを記載する欄ではない。
- (3) 本契約は平成 21 年 3 月をもって失効している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、失効時の状況等を把握するため、申立人らに対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人がすでに保険料の全額を支払っているとは認められないが、紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。